

健全な山の育成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、健全な山の育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、間伐材の搬出・販売を促進し、もって健全な森林の育成、木材資源の有効利用を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業のうち、本補助金の交付を受けようとする年度について鳥取県間伐材搬出等事業費補助金交付要綱（平成13年4月25日付け林第58号鳥取県農林水産部長通知）に基づく補助金の交付の決定を受けたものとする。

（補助金の交付）

第4条 本補助金は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者（以下「事業主体」という。）に対し、補助対象事業に要する別表第3欄に掲げる経費の額又は同表第5欄の実施基準により算出される出荷若しくは販売をされた間伐材の量に別表第4欄の単価を乗じて得た額のいずれか低い額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の委任）

第5条 事業主体は、本補助金の交付申請、支払請求及び受領の事務（以下「交付申請等の事務」という。）を森林組合長等の第三者に委任することができるこの場合においては、事業主体は、委任状及び精算依頼書（様式第1号）を森林組合長等の第三者に提出するものとする。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、別表第6欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

2 前条の規定は、変更等の承認について準用する。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(完了届の時期等)

第10条 補助対象事業は、規則第10条第2項第2号の市長が別に定めるものとし、完了届を要するものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 補助事業を完了した場合は、完了の日から20日を経過する日と補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月25日のいずれか早い日

(2) 補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止の承認があった日から20日を経過する日

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

(概算払の時期等)

第12条 事業主体は、概算払を受けようとするときは、11月30日までに概算払申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適正であると認めたときは、規則第11条第2項に基づき補助金等概算払通知書により事業体へ通知するものとする。

(補助金交付決定前の着手等)

第13条 事業の着手は、原則として、交付決定通知後に行うものとする。ただし、5月30日までに本補助金の交付申請が行われたもの(4月30日までに鳥取県間伐材搬出等事業費補助金交付要綱に基づく交付の申請を県に行ったものに限る。)に限り、補助金交付決定前に着手することができる。

2 前項のただし書きにより事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定の日までに実施した事業を本補助金の対象にすることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月6日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成27年4月30日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに県事業の交付決定を受けた本補助金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月7日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年1月29日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月15日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年 2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は令和6年12月27日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

委任状及び精算依頼書

代理人

住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

私（ども）は、を代理人と定め、次の事項を委任します。

年度健全な山の育成事業費補助金の交付申請、支払請求及び受領等に関すること。

年 月 日

委任状 住 所
氏 名

印

住 所
氏 名

印

※本様式については、実情に応じ、適宜修正して用いること。

様式第 2 号（第 6 条、第 1 1 条関係）

年度健全な山の育成事業計画書（実績）及び収支予算（精算）書

1 事業の内容

施行地の状況								出荷・販売状況								他の間伐補助事業実施状況 （補助事業名）	摘要
森 林 所有者	市 町 村	大 字	字	地 番	保安林 普通林 の 別	林 齢 （年生）	間伐 面積 （ha）	整理 番号	出 荷・ 販 売 実施時期	出荷・ 販売者	計	出荷・販売材積（m³）					
												出荷・販売先別内訳					
												※この欄には出荷・販売先名を 記入					
									～								
									～								
									～								
									～								
								計									

- （注）1 間伐面積は小数点以下第 2 位まで記載する。
- 2 整理番号欄は、当該施行地から出荷・販売した材の伝票に整理番号を付し、その番号を記載すること。なお、複数回にわたる場合は、適宜枝番を付すこと。
- 3 出荷・販売実施時期には、出荷・販売月を記載すること。
- 4 出荷・販売材積の各欄は、出荷・販売先毎にスギ・ヒノキの別に記載し、数値は小数点以下第 3 位までとする。
- 5 本事業に併せて、造林事業等の国又は県の間伐関連補助事業を実施している場合は、他の間伐補助事業実施状況欄にその事業名を記載すること。

2 収支予算（決算）書

（１）収入

区 分	予算額（精算額）	備 考
県補助金		
市補助金		
自己資金等		
計		

（２）支出

区 分	予算額（精算額）	備 考
事業費		

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 添付書類

〔第6条関係（交付申請の場合）〕

委任状（様式第1号）

森林所有者から交付申請等の委任を受けた場合に作成すること。

〔第11条関係（実績報告の場合）〕

（１）間伐施行地の位置図

原則、森林計画図とし、整理番号ごとに作成すること。

間伐施行地を赤色の境界線で図示すること。

（２）間伐施行地の状況写真

整理番号ごとに2枚程度添付すること。

作業の実施状況がわかるものとする。

（３）保安林内の間伐に係る適合通知書の写し

（４）出荷・販売先が発行した入荷・販売状況を記した伝票の写し

なお、伝票及びその写しは、施行地、出荷先、出荷時期毎にまとめ、整理番号を付しておくこと。

様式第3号 (第12条関係)

番 号
年 月 日

鳥取市長 様

住所
事業主体名
代表者名

年度健全な山の育成事業費補助金概算払申請書

年 月 日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付第 号で変更承認）のあった健全な山の育成事業費等補助金について、健全な山の育成事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 概算払請求額 | 金 | 円 |
| 2 | 添付書類 | | |

年度 健全な山の育成事業概算払用実績（様式第4号）

年度健全な山の育成事業概算払用実績

1 事業の内容

施行地の状況									出荷・販売状況								他の間伐補助事業 実施状況 (補助事業名)	摘 要
森 林 所有者	市 町 村	大 字	字	地 番	保安林 普通林 の 別	ス ギ ヒノキ の 別	林 齢 (年生)	間伐 面積 (ha)	整理 番号	出 荷・ 販 売 実施時期	出荷・ 販売者	計	出荷・販売材積 (m³)					
													出荷・販売先別内訳					
													※この欄には出荷・販売先名を 記入					
										～								
										～								
										～								
										～								
									計									

- （注）1 間伐面積は小数点以下第 2 位まで記載する。
- 2 整理番号欄は、当該施行地から出荷・販売した材の伝票に整理番号を付し、その番号を記載すること。
- 3 出荷・販売実施時期には、出荷・販売月を記載すること。
- 4 出荷・販売材積の各欄は、出荷・販売先毎にスギ・ヒノキの別に記載し、数値は小数点以下第 3 位までとする。
- 5 本事業に併せて、造林事業等の国又は県の間伐関連補助事業を実施している場合は、他の間伐補助事業実施状況欄にその事業名を記載すること。

2 添付書類

（1）間伐施行地の位置図

原則、森林計画図とし、整理番号ごとに作成すること。

間伐施行地を赤色の境界線で図示すること。

(2) 間伐施行地の状況写真

整理番号ごとに2枚程度添付すること。

作業の実施状況がわかるものとする。

(3) 保安林内の間伐に係る適合通知書の写し

(4) 出荷・販売先が発行した入荷・販売状況を記した伝票の写し

なお、伝票及びその写しは、施行地、出荷先、出荷時期毎にまとめ、整理番号を付しておくこと。

別表（第3条、第4条関係）

1 補助事業	2 事業主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 実施基準	6 重要な変更
健全な山の 育成事業	(1) 鳥取市内に森林を有する、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（森林所有者から補助事業の委任を受けた個人事業者及び法人も含む。） (2) 森林組合 (3) 素材生産業を営む者（日本標準産業分類にある「素材生産業」を営む個人事業者及び法人とする。）及びその組織する団体	鳥取市内の森林において間伐を実施し、かつ第5欄(1)の間伐材を同欄(2)の施設へ出荷又は販売に要する経費	定額 500 円/m ³	事業の対象となる間伐材及び出荷又は販売先は次のとおり。 (1) 樹種：スギ、ヒノキ (2) 出荷販売先：鳥取県内に所在する次の施設 ア 原木市場（ただし、価格条件等を勘案し、やむを得ず鳥取県外の市場へ出荷するものも事業の対象とする。） イ 木材の保管施設（港湾施設、製材加工施設に付帯している野積場及び複数の山土場から木材を集積して検寸・仕分をする施設とする。） ウ 製材加工施設（チップ工場、ペレット製造施設を含む。）	補助対象経費の増又は20パーセントを超える減